



佐賀県公報

平成17年
4月20日
(水曜日)
第12595号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する種畜証明書 の交付	(三三〇・畜産課)	一
○佐賀県種畜検査条例に基づく平成十七年度定期種畜検査の 実施	(三三一・ "	二
○保安林の解除	(三三二・森林整備課)	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	二
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	三
○ "	("	三
○ "	("	三
○県営北鹿島地区土地改良事業計画決定	("	三
○県営太良地区土地改良事業計画変更決定	("	四
○ "	("	四
○ "	("	四
人事委員会事項	(規則・二八)	五
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	("・二九)	五
◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理 職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	("・三〇)	六
◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則	(告 示・三一)	六
◎労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分の一部改正		

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百三十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十七年四月二十日

佐賀県知事 古川 康

家畜の種類 豚

種畜証明書 番号	名前	品 種	生年月日	産 地	等級	飼養者の住所及 び氏名又は名称 畜産
平一六 佐賀県臨時 第一号	二六二四 九一・二	デュロック 種	平成一六・ 一・三〇	新潟県	級外	唐津市肥前町 有限会社佐賀共栄 畜産
平一六 佐賀県臨時 第二号	二六二四 九四・二	"	平成一六・ 一・三一	"	"	"
平一六 佐賀県臨時 第三号	二七二一 四一・二	"	平成一六・ 五・三一	"	"	"
平一六 佐賀県臨時 第四号	二七二一 七六・三	"	平成一六・ 六・二七	"	"	"
平一六 佐賀県臨時 第五号	二七二一 八六・四	"	平成一六・ 七・一	"	"	"
平一六 佐賀県臨時 第六号	二七二一 三六・四	ランドレー ス種	平成一六・ 五・二九	"	"	"

◎佐賀県告示第百三十一号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第四条第一項の規定により、平成十七年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の期日及び場所は、次のとおりとする。

期 日	場 所
五月十三日(金)	小城市牛津町 板橋種豚場

二 検査対象家畜は、八月齢以上の繁殖の用に供する豚の雄(家畜人工授精の用に供する種畜を除く。)のうち、現に種畜証明書を有するもの及び新たに種畜の指定を受けようとするもので、血統及び産地が明確なものでなくてはならない。

三 検査を受ける家畜の飼養者は、検査手数料として一頭につき八百円分の佐賀県収入証紙をはり付けた種畜検査願を、検査期日の十日前までに、管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

四 検査を受ける家畜の飼養者は、種畜証明書、血統登録証明書、種付台帳及び印章を準備しなければならない。

◎佐賀県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十七年四月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 解除に係る保安林の所在場所

西松浦郡有田町字岩越一八三三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年6月6日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成17年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 有明海ぐるりんネット

- (2) 代表者の氏名 荒牧軍治

- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡久保田町大字新田3714番地5

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、有明海に深い関心を抱く人が、みずから有明海の魅力を再認識し、有明海と共生した暮らしを構築するために、有明海に関連した情報交換、情報発信及び人的交流を促進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	牛島 米夫	杵島郡北方町大字大崎791番地	平成17年3月31日退任
"	徳久 好春	" " " 2303番地	"
"	末次 正清	" " " 90番地	"
"	松本 和夫	" " " 1655番地	"
監事	後川哲次郎	" " " 1789番地2	"
"	平川登輝好	" " " 2839番地	"
理事	牛島 米夫	" " " 791番地	平成17年4月1日就任
"	徳久 好春	" " " 2303番地	"
"	末次 正清	" " " 90番地	"
"	原 勝馬	" " " 2239番地1	"
"	松本 和夫	" " " 1655番地	"
監事	後川哲次郎	" " " 1789番地2	"
"	平川登輝好	" " " 2839番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、橋下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	得永 秀次	杵島郡北方町大字大渡2766番地	平成17年3月31日退任

"	河内埜忠義	" " " 大字荻原2176番地	"
"	森 國成	杵島郡北方町大字荻原510番地	"
"	光武 和雄	" " " 2705番地	"
"	松本 和夫	" " " 大字大崎1655番地	"
監事	江頭 重信	" " " 大字大渡3907番地	"
"	小ヶ倉 覺	" " " 大字荻原4159番地5	"
理事	辻 勝彦	" " " 大字大渡3228番地	平成17年4月1日就任
"	森 國成	" " " 大字荻原510番地	"
"	川原 富男	" " " 2246番地1	"
"	岩永 實	" " " 3902番地	"
"	松本 和夫	" " " 大字大崎1655番地	"
監事	江頭 重信	" " " 大字大渡3907番地	"
"	小ヶ倉 覺	" " " 大字荻原4159番地5	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、有明町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	満原 正彰	杵島郡白石町大字坂田2680番地	平成16年11月22日退任
"	小野 豊海	" " " 2857番地	平成17年3月30日就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)北鹿島地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

に対して書面により異議申立てをすることができません。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）北鹿島地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月21日から平成17年5月24日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）太良地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月21日から平成17年5月24日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）太良地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月21日から平成17年5月24日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原

3400番地)に提出してください。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農道整備)太良地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年4月21日から平成17年5月24日まで
- 3 縦覧の場所
太良町役場

○ 人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷 尚久

◎佐賀県人事委員会規則第二十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の本庁の教育委員会事務局の項中「課長 参事」を「課長 全国高校総体推進室長 参事」に、「副課長」を「副課長 全国高校総体推進室副室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷 尚久

◎佐賀県人事委員会規則第二十九号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の浜玉町の項、厳木町の項、相知町の項、北波多村の項、肥前町の項、鎮西町の項及び呼子町の項を削り、同表の白石町の項を次のように改める。

白石町		本庁	
		議会事務局	事務局長
		町長部局	部長 課長 会計室長 総務課 庶務係長 人事給与係長
		教育委員会事務局	教育長 課長
		農業委員会事務局	事務局長
出先機関	支所	支所長	地域業務課長
	小学校	校長	教頭
	中学校	校長	教頭

別表の福富町の項及び有明町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第三十号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二十の二海事職の表の備考中、「**海運士**」を削り、「**海運士及び海保士**」を「**及び海保士**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

●佐賀県人事委員会告示第三号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分(平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

本文中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷